

第2章 福祉関係機構及び事務分掌

●は、社会福祉事務所を兼ねる

福祉部	●福祉課	福祉総務係	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉計画の策定及び推進に関すること ○民生委員・児童委員及び主任児童委員に関すること ○日本赤十字社に関すること ○上越市社会福祉協議会との連絡調整に関すること ○墓地の新設、変更及び廃止並びに改葬等に関すること。 ○斎場の管理運営に関すること ○新上越斎場の整備に関すること ○くるみ家族園、市民いこいの家、かきざき福祉センター、霊園に関すること ○福祉部の部内取りまとめに関すること ○社会福祉法人の監査に関すること ○特別弔慰金及び特別給付金に関すること ○その他社会福祉事業に関する諸般のこと 	
		福祉第一係	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービスに関すること。 ○障害者福祉に係る計画に関すること。 ○障害者団体の支援に関すること。 ○障害者の避難行動の支援に関すること。 ○その他障害者の福祉制度に関すること。 	
		福祉第二係	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者に係る各種制度の相談に関すること。 ○障害者等に係る各種手当の支給に関すること。 ○障害者手帳の交付に関すること。 ○障害者の医療費助成に関すること。 ○その他障害者の福祉制度に関すること。 	
		援護第一係	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護に関すること。 ○生活困窮者の自立支援に関すること。 	
		援護第二係	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護に関すること。 ○社会福祉統計に関すること。 ○戦傷病者、戦没者遺族会等に関すること。 ○行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。 	
		地域医療推進室	地域医療係	<ul style="list-style-type: none"> ○所管する診療所に関すること。 ○その他地域医療に関すること。
			病院整備係	<ul style="list-style-type: none"> ○上越地域医療センター病院の管理運営に関すること。 ○上越地域医療センター病院の改築及び周辺地区整備に関すること。 ○上越地域医療センター病院等に係る医療・介護・福祉の連携に関すること。
		●高齢者支援課	介護指導係	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業の企画及び調整に関すること。 ○地域密着型サービス事業者等の指定に関すること。 ○地域支援事業に関すること。 ○介護保険事業者の指導に関すること。 ○高齢者の福祉に係る社会福祉法人の設立及び運営に関すること。
			認定係	<ul style="list-style-type: none"> ○要介護認定事務に関すること。 ○高齢者に係る各種制度の相談に関すること。 ○その他要介護認定者の支援に関すること
			賦課給付係	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険料の賦課に関すること。 ○介護保険被保険者の資格管理に関すること。 ○介護保険サービスの給付管理に関すること。 ○介護保険サービスの給付の適正化に関すること。
			支援係	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者福祉施策の企画及び調整に関すること。 ○高齢者の福祉サービスに関すること。 ○老人福祉施設への入所措置等に関すること。 ○福祉避難所の運営等の全体調整に関すること。 ○高齢者の避難行動の支援に関すること。
			はつらつ係	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の生きがいづくりの推進に関すること。 ○高齢者福祉団体に関すること。 ○所管する施設に関すること。 ○課の庶務に関すること。
		●すこやかなくらし包括支援センター	支援係	<ul style="list-style-type: none"> ○上越市版地域包括ケアシステムの構築及び推進に関すること。 ○福祉に係る総合的な相談支援に関すること。 ○虐待に関すること。 ○子どものすこやかな育ちに係る包括的な支援に関すること。 ○所管する事務に係る健康子育て部との総合調整に関すること。 ○所管する事務に係るこども発達支援センターとの連携調整に関すること。 ○認知症施策に関すること。 ○地域包括支援センターに関すること。 ○精神保健に係る相談等に関すること。
			総務係	<ul style="list-style-type: none"> ○すこやかなくらし包括支援センター及びこども発達支援センターの事務の処理に関すること。 ○すこやかなくらし包括支援センター及びこども発達支援センターの庶務に関すること。 ○所管する事務に係るこども発達支援センターとの連携調整に関すること。
			福祉交流プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉交流プラザの管理運営に関すること。 ○その他福祉交流プラザの庶務に関すること。

第2章 福祉関係機構及び事務分掌

健康子育て部	こども発達支援センター	療育係	○子どもの療育支援に関すること。 ○児童発達支援事業所に関すること。
		相談係	○子どもの発達相談に関すること。 ○障害児相談支援事業所に関すること。
	健康づくり推進課	健診・相談係	○地域保健施策の企画及び調整に関すること。 ○成人保健に関すること。 ○母子保健に関すること。 ○その他保健事業に関すること。 ○福祉部及び健康子育て部が分掌する事務に係る保健指導等に関すること。 ○精神保健に関すること(すこやかなくらし包括支援センターが所管する事務を除く。)
		保健衛生係	○感染症予防に関すること。 ○狂犬病の予防に関すること。 ○その他公衆衛生に関すること。 ○所管する施設に関すること。 ○部及び課の庶務に関すること。
	国保年金課	国保管理係	○国民健康保険事業の企画及び調整に関すること。 ○国民健康保険被保険者の資格に関すること。 ○国民健康保険税の賦課に関すること。 ○その他国民健康保険に関すること。
		国保給付係	○国民健康保険の給付に関すること。 ○国民健康保険被保険者の保健事業に関すること。
		年金係	○国民年金の被保険者資格等の届出等の事務に関すること。 ○老齢基礎年金等の裁定その他の給付に係る申請等の事務に関すること。 ○国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例の申請事務。 ○国民年金制度の普及指導啓発の事務に関すること。
		後期高齢者医療係	○後期高齢者医療に関すること。 ○県老医療費助成事業に関すること。
	保育課	管理係	○所管する施設の維持管理に関すること。 ○通園バスの運行及び通園支援に関すること。 ○私立の保育園及び認定こども園(以下「私立保育園等」という。)の運営支援に関すること(施設の整備、通園バスの購入等に係る補助に関する事項に限る。) ○児童の福祉に係る社会福祉法人の設立等に関すること。 ○公立の保育園及び地域保育園(以下「公立保育園等」という。)に係る職員の服務に関すること。 ○公立保育園等に係る保健衛生及び給食の計画並びに管理に関すること ○課の庶務に関すること。
		保育係	○公立保育園等及び私立保育園等への入園に関すること。 ○保育料の算定に関すること。 ○教育・保育給付認定に関すること。 ○公立保育園等に係る会計年度任用職員の任用及び配置に関すること。 ○私立保育園等の運営支援に関すること(施設の整備、通園バスの購入等に係る補助に関する事項を除く。) ○私立保育園等の利用定員等の確認等に関すること。 ○ファミリーヘルプ保育園に関すること。 ○病児保育に関すること。 ○その他保育に関すること。
		施設配置適正化係	○保育園等の整備の計画及び実施に関すること。 ○保育園の再配置等に係る計画に関すること。 ○再配置等に伴う施設及び跡地の活用に関すること
	●こども課	企画管理係	○子育て支援施策の企画及び調整に関すること。 ○子ども・子育て支援総合計画に関すること。 ○家庭児童施策の実施に関すること。 ○所管する施設に関すること。 ○児童館の認可手続に関すること。 ○課の庶務に関すること。
		家庭福祉・給付係	○妊産婦及び子どもの医療費助成に関すること。 ○児童手当に関すること。 ○児童扶養手当に関すること。 ○ひとり親家庭等医療費助成に関すること。 ○母子生活支援施設への入所に関すること。 ○未熟児養育医療に関すること。 ○若竹寮に関すること。 ○その他児童並びに母子家庭及び父子家庭の福祉に関すること。
	委員会 教育	学校教育課	学童保育係